

議案第66号

芽室町国民宿舎等の設置及び管理運営に関する条例中一部改正の件

芽室町国民宿舎等の設置及び管理運営に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和5年12月1日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町国民宿舎等の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例
芽室町国民宿舎等の設置及び管理運営に関する条例（平成14年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「時間」の次に「及び休止」を加え、同条ただし書を次のように改める。

ただし、指定管理者は町長の承認を得て利用時間を変更し、又は臨時に一時休止することができる。

第10条第2項中「町長の承認を得て」を削る。

第11条を削り、第12条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

（町長による管理）

第12条 第7条、第8条及び第10条の規定は、指定管理者に代わって町長が宿舎等の管理を行う必要が生じた場合に準用する。この場合において第7条及び第10条中「指定管理者」とあるのは「町長」と、第8条第3項中「法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入とする。」とあるのは「町長の収入とする。」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

指定管理者による代行のほか、町長による管理運営ができるよう、本条例を改正するものであります。

芽室町国民宿舎等の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(利用時間及び休止)</p> <p>第6条 宿舎等の利用時間は、次のとおりとする。<u>ただし、指定管理者は町長の承認を得て利用時間を変更し、又は臨時に一時休止することができる。</u></p> <p>(1)～(3) 一略一 (利用の制限)</p> <p>第10条 一略一</p> <p>2 指定管理者は、宿舎等を利用する者が秩序をみだし、公益を害するおそれがあると認めるときは、利用させないことができる。</p> <p>(賠償)</p> <p>第11条 一略一 <u>(町長による管理)</u></p> <p>第12条 <u>第7条、第8条及び第10条の規定は、指定管理者に代わって町長が宿舎等の管理を行う必要が生じた場合に準用する。この場合において第7条及び第10条中「指定管理者」とあるのは「町長」と、第8条第3項中「法第244条の2第8項の規定に基づ</u></p>	<p>(利用時間)</p> <p>第6条 宿舎等の利用時間は、次のとおりとする。<u>ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、利用時間を変更することができる。</u></p> <p>(1)～(3) 一略一 (利用の制限)</p> <p>第10条 一略一</p> <p>2 指定管理者は、宿舎等を利用する者が秩序をみだし、公益を害するおそれがあると認めるときは、<u>町長の承認を得て</u>利用させないことができる。</p> <p>(利用の休止)</p> <p>第11条 <u>指定管理者は、宿舎等の全部又は一部の使用が不適當であると認める場合及び管理上必要があると認めるときは、町長の承認を得て使用を一時休止することができる。</u></p> <p>(賠償)</p> <p>第12条 一略一</p>

改正案	現 行
<p>き、指定管理者の収入とする。」とあるのは「町長の収入とする。」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	